

令和2年6月9日

保護者の皆様へ

大阪市立瑞光中学校  
校長 阪井千明

## 就学援助の申請はもうお済みですか？（ご確認）

経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、必要な援助を行う「就学援助制度」があります。大阪市では、約4人に1人の子どもさんがこの制度を利用しています。援助を希望される方は、お配りしています「令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ」のパンフレットをお読みいただき、申請書類等の提出をお願いします。

なお、パンフレットをなくされた方は、瑞光中学校または大阪市のホームページからダウンロードしていただけ、瑞光中学校事務室までお申し出ください。

### 記

#### 1 主な申請理由

- (1) 市民税が非課税の方
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (3) 国民年金保険料を減免された方
- (4) 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方
- (5) 生活福祉資金の貸付決定を受けた方  
(新型コロナウイルス感染症特例による貸付決定を含む)
- (6) 経済的に困っており、所得基準額以下の方

#### 2 提出書類

- (1) 令和2年度（2020年度）就学援助申請書兼世帯状況票
- (2) 申請に必要な証明書類

#### 3 提出期限

令和2年6月30日（火）まで

#### 4 提出先

大阪市立瑞光中学校 事務室

※ 送付の場合の住所等

〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光4-9-37 大阪市立瑞光中学校 事務室

#### 5 その他

- (1) 平成31年度が認定であった方も、申請は毎年必要となります。
- (2) すでに申請をされた方は、再度の提出は不要です。
- (3) 就学援助制度について、ご不明な点がありましたら下記担当まで連絡してください。
  - 大阪市立瑞光中学校 事務室 就学援助担当 電話：06-6328-5721
  - 大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター  
事務管理担当（就学支援グループ） 電話：06-6115-7653